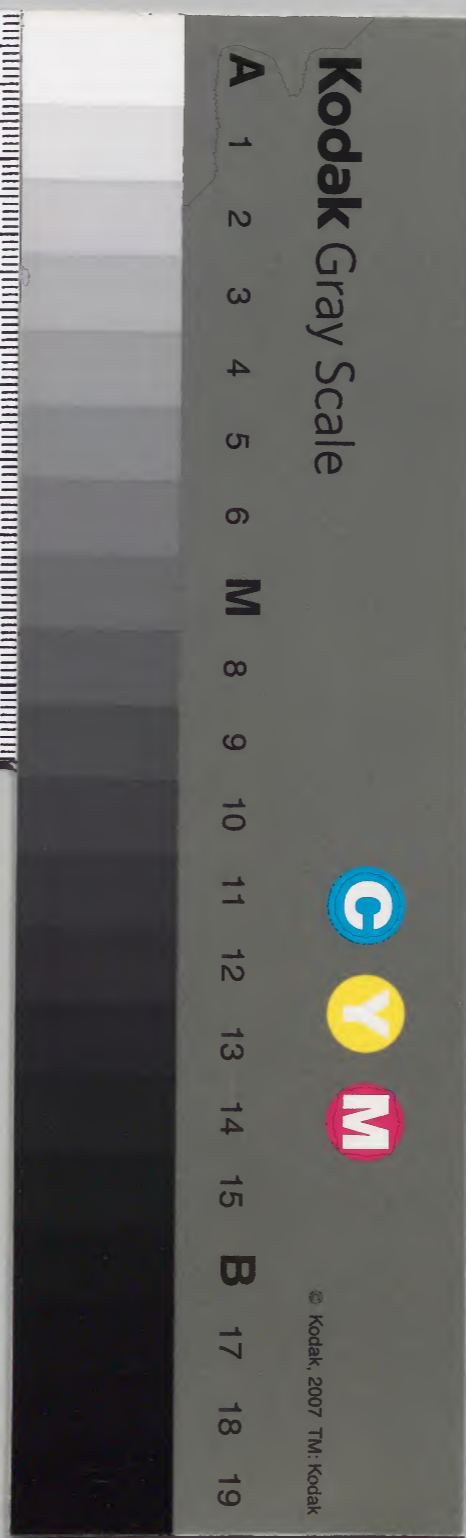


五代衣服考下全

和書門		四四七九六	函	二	册
類		一四四	架	二	册

庫文門内		四四七九六	册	二	架
和書		一四七	函	一	架

内閣文庫		
番號	和	44796
冊數	2 (2)	
函號	147	538





唐人比ごとくおして。見まほしといふよを。何らば。筒袖
 の免あまし衣あらで。めづらうある大袖の裾有て。人も
 我も好まし。死を今つと。正しか。ぢはやく。吾君ふ著せて
 見まほしといふ歌ふて。此頃の女。此情。皆のく。るさはよ
 や有けん。萬七住吉波豆麻君之馬乘衣雑豆臘漢女乎座
 而縫衣叙さふづらふえ。紅顔をいふあゆ。此歌本居大人
 を誤字何ゆとて。改めては。正あゆつ。しまどらの衣と。
 さまれとるよ。略解。よ見え。又波づまた。いあこづまや
 いふ類よて。地名うと何。正さまど。此歌字。此儘よても。聞
 ゆるあゆ。波づまた地名。馬乘衣とて。一種何るふ何らば。

○上代衣服考

。三十一

君が馬よ乗てとそがらひしぬふ時の爲とて。うつくし
き漢女を招き。卒ゑて縫せとる。此衣ぞと戯まをみて。衣
を贈し時の歌と見也。吾夫を波づま君や。とそくしく
云ひあるが興よて。此頃漢女の縫とる漢衣ハ。一トきハと
しあどいひて。人ハ好死シ成べし。同北可カ良ラ古コ呂ロ茂モ須ス
曾ソ爾ニ等ト里リ都ツ伎キ奈ナ苦ク古コ良ラ乎ハ意イ伎キ氏シ曾ソ伎キ怒ヌ也ヤ意イ母モ奈ナ之シ爾ニ
之シ氏シ略解 おもハ母あり。其子等が母をいふ。これし子を
置て來しを歎くれ也。此歌も我國の衣よも欄スあらんふ
也。唐衣欄とをたまじ。我のこれ衣ハ欄スあられむこそ。唐
衣欄とよこしあ也。こそ我國の衣ハ膝迄ふ至らぬ字。知

み足まる歌あり。又古今六帖 初秋ハ空よ霧とい。唐衣袖の
露々き朝ハ不ラけうルと云は也。袖ハ發語ハ唐衣と置とる
ハ。唐衣ハ袖の大きある故あり。唐衣欄といひ。唐衣袖と
いふ。皆こそ我國固有の服よ異コトまバ云るあり。同十朝チ影カゲ
爾ニ吾ワ身ガ者ミ成ハ辛ナリ衣ス欄ノ之ノ不ア相ハ而ス久ク成レ者バ略解 朝日ハ斜シよさ
は時。人影の細く見也。を朝影といひて。扱其影の如く。
瘦衰ある身といふあり。のハ股引やうあるよ。くらふれ
む。今ハ衣ハ右左と打ヒのさぬまむ。欄ハをヒといふも
尤カあり。同十可カ良ラ許コ呂ロ毛モ須ス蘇ソ乃ノ宇ウ知チ可カ倍ヘ安ア波ハ禰ネ標ド毛モ家ケ
思シ吉キ己コ許コ呂ロ乎ハ安ア我カ毛モ波ハ奈ナ久ク爾ニ略解 心シをヒ異コトし

き心あり。此歌禰の打違とさへあまバ。今此衣ある事論あり。若是等此歌傳らび也。今の衣は上代をり傳し衣ぞと。紛まをつべきあり。實よ此頃迄也。短き衣よ。股引やらあ。依禰著とる人も多く有りて。そまを對へこあむ。唐衣のそくおもをまて。かくさほく。ふ愛をこしと見えと也。天武紀 又詔曰。男女並衣服者。有禰無禰。及結紐長紐。任意服之。其會集之日。著禰衣而著長紐。唯男子者。有圭冠。冠而著括緒禰。此禰あしといふ也。もし上代を也の衣かと思ふ。

禰

神代紀 投其衣是謂煩神。又投其禰是謂開嚙神。神代次於投

棄御衣所成。神名和豆良比能宇斯神。次於投棄御禰所成。神名道侯神。次於投棄御冠所成。神名飽咋之宇斯能神。かく紀記ともふ。衣と禰との次第のむらねむ。今の袴と違ひて。禰を衣の下ある事先知らむとめ。記傳道侯書紀ふ。此神あし。か此道饗此祝辭よ。いとゆる八衢比古。八衢比賣ハ。此神あるべし。さて袴の股此分まところ處。衢の如し。故此神成坐依成べし。今長敦按。此袴此股の分まと依所。衢の如しといへる説。實よ宜ふ似とめ。されど今此袴此如きハ。衢ぞいふるのらび。ハカマとていへど。襷積も

犛鼻禪といふも鼻の穴二つの形をいふと見えとゆ。今猿股引といふもの、甚く短き成るべし。ヒダは無き事知らまじ

かく。今の世は股引あらんと見る時を。足結も玄べく。衢といふよとくかあへゆ。又此禪を軍服よも見え。船人も著とまむ。進退も便にまき物あるべからまむ。今の袴とハ異なる事疑ふ。古史傳開嚙神名義師云。飽咋を。開よて禪を脱とゆ所也。口の開きとる貌咋を口は轉まる。又口小見あして。咋ともいへる。咋ももと口よ依れる言あらん。とゆ。長敦按よ。其脱て口の開きとる貌也。今いふ袴をゆハ。股引の方似つるをしとぞおもふ。又今此袴小一チといふ所あり。市町は一チあるべし。さまむ御禪所成神名道侯神といへる。記の傳はると字。世よハ廣く傳

へとるものと見えと也。崇神記其軍悉破而逃散。爾追迫其

逃軍。到久須波之度。皆被迫窘而尿出。懸於禪。故號其地謂

尿禪。書紀よむ此段也。其卒怖走尿漏于禪。乃脱甲而逃之。

云。禪尿處曰尿禪。今此衣の上へ。今此袴著とらんふを。

尿出ても衣ふこそかくま。袴小懸るべきやうあまむ。

此頃の禪ハ肌へ著て。其上へ衣ハ著とる事疑れし。され

ハ其衣もまよ今此如く欄有て。左右をゆ打重ぬるふを

あらざる事も。粗知るべきあり。雄略臣聞易産腹者。以禪

觸體。即便懷脈。諺よむあれど。此文意も禪ハ肌へ付とれ

をあり。景行紀於是武諸木等。先誘麻剝之徒。仍賜赤衣禪及

種々奇物。前ノ云シ如ク。衣ト禪ヲ一具ト。離マぬもの
ある事。此條を始め次々見るべし。應神其王子者服布衣
禪。既爲賤人之形。執楫立船。同記其兄曰。若汝有得此孃子。
者。避上下衣服。量身高而釀甕酒。云々。其母取布遲葛而一
宿之間。織縫衣禪及襪沓。記傳上下衣服カ三レモノキ
モノと訓べし。鎮御魂齋戸祭祝詞ヲ奉御衣波上下備奉
氏トあると同し。上トハ衣キを云。下トハ袴ヲを云也。避トハ
避國ホぞ云。避マて。己ガ服トるヲ脱テ。弟ノ與ヘ渡サん
と云也。長敦云。此祝詞ヲ若御衣ト上下トある也。亦考
る也。今ハ衣ハ小。今ノ袴ハあらむハ。上下ハ衣服トハいひ

難シ。履中瑞齒ハ別皇子。陰喚刺領巾レ而誂之曰。爲我殺皇子。
吾必敦報汝。乃脱錦衣禪與之。前ノ出シ如ク賤キ船人ト
布ノ衣禪よて。こと小皇子多錦ノ衣禪とあれむ。天皇も
錦あるべし。然まバ其品ハ貴賤ハあるまず。天皇も庶民も。
同じ。筒袖股引ヤうノ姿あるべく。其武ハさ推テ知る
べし。欽明同時所虜調吉士伊企ハ儼爲人男。烈終不降服。新
羅鬪將拔刀欲斬。逼而脱禪。追令以尻ヲ嚮日本。大オラビ叫ビ曰。
日本將齧我臆。雖即唬叫曰。新羅王。啗我臆。雖被苦逼。尚
如前叫。禪を脱テ尻ヲを出セし。小心を付テ見るべし。
天武高市皇子以下云々等。賜衣袴。褶腰帶。脚帶。及机杖。此

天皇の卷と正袴の字とおま正。裁縫の違へるあらん。此末ともふ。衣れみ賜ひし事一度もれし。後れ世とれゆて。やうく裁縫を。うはまども。二賜ふ事。上代とゆの例おまバ成べし。

足結

足結も。釧と同じく男女常ふ。玉鈴を付て用ゐしもれれ正。允恭記。輕太子大前小前の。宿禰れ家よ逃入る。兵器を備ぬひこるを。天皇軍を興して。宿禰の家を圍こぬひし時。大前小前宿禰。舉手打膝。舞イ訶カ那ナ傳デ歌カ參マ來ル。其歌曰。美夜比登能阿由比能古須受淤知爾岐登美夜比登登余佐佐斗

毘登母由米記傳。此歌の意を。皆譬ふて。此太子を滅しぬをんを。甚易き御事あるふ。然ことく敷。御軍を起して向ひぬふは。多とへむ足結の小鈴れ落失こる。以さくのれ事ふ。宮人里人騒が如し。そを甚るるまじき御事れ正。ゆ絶く騒ぎぬふ事勿ま。太子をバ己易く捕へて奉らんと云るれゆ。皇極紀。大臣蝦夷己が祖廟を立て。八佾れ舞を爲して。作歌。野麻騰能オ飫斯能ヒ毗稜栖鳴ワ倭拖羅務騰阿庸比拖豆矩梨舉始豆矩羅符母日本紀。脚帶手タ叔也腰をも取つくらふ正。忍オの廣瀨をこらんとまるを。かじこくも天位を窺窺を比し。足結つくらひ。腰つくらふは。

俗よ云々多ぶくらひの意あり。雄略紀 黒彦皇子と眉輪王
と。圓大臣は宅よ逃入しを。天皇兵を興して。大臣の宅を
圍し時。大臣出立於庭。索脚帶時。大臣妻持來脚帶。愴矣傷
懷而歌曰。飢彌能古。多倍能婆伽摩。嗚那々。陛嗚。純爾播
爾陀々。始諦阿遙比那陀須暮。大臣裝束已畢。進軍門。日本紀
解。臣とハ朝廷の官人をいふ。子とをえとしみ喚の稱。帛
は袴字七重著庭よ立て。脚帶徒爲もあり。徒爲を無益よ
餘まゐるをいふ。袴を七重著とる上よ脚帶を求るハ。徒事
ぞといふあり。此歌總て比喻ふて。袴を七重著とるとを。
天皇の恩顧は厚きよ比し。そまゝの上よ脚帶を求依ハ。眉

輪王よ忠誠ある字いひて。さるを何と事ぞと。譬たるあ
るべし。足結の事也。記傳 允恭卷ふ。雄略紀の文也。歌と又
脚帶と書る字とを。合せて考ふるよ。袴をかくげて。其は膝
はあこびよて。結固むる帶と聞えとゆ。長敦按よ。前ふ言
し如く。ハカマといへど。今は世の股引よて。其は本居大
人の説は如く。我が意はまよくかくて。膝のあこゆよ
て。結固むる帶よて。夫よ鈴を付るあり。又足玉手玉と有
を思へバ。玉も著し事論あり。此結固むる帶と考られ
しを。足結のちびよて起すし所を。考らまよゆをいふべし。
こまふ因て猶考ふるよ。手纏も衣出を程とくたぐすはげ

て。結固むる帯あるが起すよて。いりとおく手纏を。玉鈴
を付る爲れものゝやうふをおすしおす。一萬十朝戸出公
足結乎アユヒヲ。ヌラスツユハラのハヤクフキ。イデツ。ワレモ。モスツヌサナ。閑露原早起出乍吾毛裳モスツヌサナ。閑奈此を足結といへど。
膝の下よて結固むる帯ふをあらて。次よこゆる旅具の。
脛中ふてもあるべし。女の家遠けまバ。馬よても行事お
まバあり。一アマナル。ヒトツタナハレ。イカデカユレ。ワカクサン。ツカリトイヒテ。アユヒレタ。ス。天在一棚橋何將行穉草妻所云足莊嚴略
解 宣長云。莊嚴ハ。結發れ誤よて。妻の正と云て。何ゆひし
あゝと訓べし。といをまよるハとし。タ、スむたりあ
ゆ。一首の意字。言葉の上よて解のを珍らしき一棚橋何
正。此國土れものやハおもたまは。あくを天上よてもあ

るべし。此橋をいかゞして渡らん。さまバ妹の正といひ
て。とく足結して。出て立んといふ成べし。天那るやいむ
しさは。其事有る戯まをみし歌と見おまバ。其委しき事
を知らまがとし。若くハ此足結も脛中あらんう。扱次よ
見おカラシふ菓よて作正とる。行纏れ末字。足の甲へ亂しの々
とるを思ふふ。禪の丈も長くて。足は甲は隠るゝ程ふて。
足結ままむ。足は運び。ことさらまきふや。又衣出ソデの指よ
ゆ長きを思ふふ。上代れ人を肌を顯事ハ。好ざ正し成
べし。宇受賣命れ胸をあらはし。その上よ乳をけへ。のき
出しとるハ。いと爲し難き事ふて。神達の甚く笑ひぬひ。

仁德皇后奏言。嶋鳥皇女。寔當重罪。然其殺之日。不欲露皇
紀 女身。と有るを。思ひ合ふればあり。萬十和可久佐能安由
比多豆久利無良等理能安佐太知伊奈波於久禮多流冠
考 若草は足結抄しつゝ和名し意を。行纏新抄。本草云。茵
和名。以知比。今俗編茵爲行纏と云。此類よて。草もて
むきを作まバ。若草の足結をハいふあり。いちびた。菓ふ
て。麻の類あり。夫を以て足を包て。末を亂しかけとるも
は。古畫よ多し。此歌旅行の時ハ歌よて。和名よも。行纏本
新式云。脛巾俗云波々木と云。今もはぐきとも。又脚
半ともいふ。是をも古へ足結と云ひしあり。神代をり傳

を正ぬる。足結を本居大人の説に如く。膝の何と云よて。
結固むは帯ある事。紛ま何らじを。前よ見ゆる。雄略大臣
出立於庭索脚帶。云々。大臣装束已畢進軍門とあるを。脚
帯の文字よてハ。神代をり傳を正とる足結の如く思は
るまど。軍門ふ進むと云。旅行よさへも。脛巾を用ゐ
し。のバ。軍門ふを。今ハ臙當やうれもの有て。夫をも足結
といひし成べし。さるよ因て猶考ふる。神代より傳ハ正
とる。脚帶を足結といひ來正て。夫をり後出來る。脛巾も。
臙當も。皆ともふ。足結といひしよ。其品を異ふれど。何
ゆひと唱ふるよ付て。此雄略紀よを。臙當をも。脚帶を書

しふるるし。

衣替 借衣

上代を男女互ふ衣をのへ。又借事の也。此事人の大小ふ寄て。衣も大小のまきバ。今の世に心よてを。女は衣を男は著らるまじき字。此衣のへせし頃を。衣の丈けハ。膝よ至らぬ程のをれとこゆまバ。長短いづまふてもをりるべく。筒袖は太も。男女凡同じ程あらんよハ。誰ま著ても。其行きの長短のるのみと見えとめ。其行は長短も。指の先へ出るの常あまバ。少し短くとも長くとも。をのるべし。用は時をたぐてあぐまバあゆ。衣うに歌多くあま

ど。其一二をのぐ。禪ハのふる事無也し成べし。萬一宇治

間山朝風寒之旅爾師手衣應借妹毛有勿久爾。あらあくよむ。あらぬのぬを延て。あくとな多るあまど。只よあらぬといふよりハ。此歌よてハ。歎息の意深くぬるあゆ。まべてあくよといふ歌。語勢ふとめて。さはくよ。變まるを。取集て別ふ考置とめ。同十 吾妹兒爾衣借香之宜寸河。因毛有額妹之目乎將見。上の句をとしといえん。序あゆ。あらぬのハ。あまかしぬれ。妹が目を見ん。よしははれかしやい多あ也。同十四 筑波禰乃爾比具波麻欲能伎奴。波安禮杼伎美我美家思志安夜爾伎保思母。畧解 古ハ男

女衣を互ふかして著せしむまバ。あつのしき君が衣を。
著ま布しといふと考合べられど。猶とも寐して重祓き
ん。事をいふあるべしと。翁の説あり。宣長云。是を京々ゆ
下_レとる。官人あどれ。衣服れ美を見て。と免るあるはし。
長敦按ふ。京より下_レとる。官人の衣服れ美をこて。賤き
身として。其美服を著まほしといふ意よてを。感合る所
あけまバ。此歌字。人愛て傳ふべらんや。こは衣服の美惡
ふかくをらげ。京々ゆ下_レ居る。官人れ若きあどを。筑波
女の恋慕ふ心よ_レ詠出しあらん。催馬ふ。衣のへせんや。
さ公達や。我のきぬを。野原篠原。萩の花摺。といへるも。さ

きんれ。さハ添とるれこふて。野原篠原を。あぐ原といふ
を。何やよ云しあり。うるはしき若君を。衣のへしてぬへ
のし。我衣ハ萩う花よ摺とる。とき衣ぞやといふあり。我
衣を布絶て。かくいふ古體のさほ字。まじ味ふはきぬ_レ。
此歌を以て考合合するふ。我の筑波瀬れ。新桑まゆの新し
き。衣著てを何まど。何やらあやし。君が衣れ。著ま布し
さよといふ歌あり。かく上へハ軽くいひのべとまど。下
よを慕ふ心の見ゆる歌あらげや。萬十道爾相佐婆伊毛
雅世流管笠小笠吾宇奈雅流珠乃七條取替毛申物乎男
女互ふ其品を取のへ持て。恋れ情を慰る事。古人れ真心

とめ出るふて。且雅なり。此品を取のへ持とりも。著あま
の衣を。互に取替て著んよむ。其情今一段深のるべし。又
袖袂は條ふ見えし。衣の衣出を解替て。互に形見とせば。
男をさるもはあのら。女は心ふしてむ。其袖をい加むの
に齋ふらむ。又其片袖あき衣を。己の物のら。此ちあこぬ
まば。朝夕肌をどふ。離さむ。正けん。とぞ思をる。そハ上
代の人。情の厚きををく思を。誰もさや正あんかし。

附言

衝口 上古衣服タバ千早アルノ三。日本紀ニ。神代ヨリ衣
裳ノ下アルハ。固ヨリ異邦ノ服ノ三。千早ノ製。一條ノ布
ヲ用ヒ。此ヲ著スル。其一條。横幅ノ中間ヲ裂テ。頭ヲ出シ。
其兩端ヲ以テ結束ス。日本爰釋ニ。中衣ト云是ナリ。云々。
日本斐尺云。應神帝朝。百濟貢縫衣二女。曰眞毛
津。始習縫補。君臣之間。纔著韓衣。庶人皆裸形。但
依百濟人貢。雖有韓衣。竝桑帛之類。時收禁中府庫内。
藏是也。纔著中衣。蔽其前後。云々。
河内國石河郡。山中古塚ニ。殉死ニカフルノ土物。一枚ヲ

掘出ス。其體左衽。挾袖左ノ如シ。天智朝己前ノ物タル。察
シテ知ベシ。以上衝シテ知ベシ。口發



此上古衣服ハ。タゞ千早アルノミ。神代ヨリ衣裳ノコ
ルハ。固ヨリ異邦ノ服ノミ。といへるハ。神代よゆ人の代
と成ても。上古を千早といふもの。みよて。衣服をさし
やいふ事と聞ゆ。先紀伊弉諾尊投其帶。是謂長道磐神。

又投其衣。是謂煩神。又投其禪カク。是謂開嚙神。とあり。又
天照皇大神の縛裳ヒキシメテ爲袴ともあるを。おもえざるよや。此
大御神達ハ御時既ニ御衣服をさらふ。御帶まで未備
巴ぬへるふ。瓊々杵尊の天降ましく時。此物等字授
けぬハざらんや。此尊一柱ハみ。御衣服あらせらま
て。御供の神達を。皆裸形。纔ニ中衣のみといふ事。あるべ
のらば。又此尊の御子ハ。繼々神武天皇へ傳へ
ぬえざらん。御供ハ神達も。其御子々々へ。つゑぬハば
らん。はまむ衣服ハ。神ハ御代とゆ人の代。傳へさせぬ
ひとるも。はよて。即神の賜ふ。さゆ字神ハ御代ハ衣を

く。上代よ衣おしとを。いゝ思ひ迷へるお也。應神
帝朝百濟云く。とあるは此。天皇の御時。縫衣の二女
を貢しと也。君臣の間。それ韓衣を著とれども。夫迄を
天皇といへども。中衣斗ありといふ事や聞也。世ハやう
やう開々て。物の整ふ事也。自然おまは。此。天皇也。十
六代よあとらせぬへバ。神の御代と也傳をゆし。御衣服
の。いとく。整べき御頃あるよ。いのでう其御頃迄。御衣
服をおくて。一條の物を。御身お纏ひぬふと。いふ事の有
るべきや。誰も此説を信ぶる人をおらじのし。扱埴輪也。
^{十一代}垂仁天皇の御時。野見宿禰の造也始とる物おまど。此掘

出しとゆを。髪を頂ふ結多也。古事記具與黃泉神。相論莫視
我。如此白而。還入其殿内之間。甚久難待。故刺左之御美豆
良。湯津津間櫛之男柱。一箇取闕而燭。一火入見之時。古史傳
御美豆良。此を御紀よ髻と也。正字あり。師云美豆良は。
上代よ男の御装ふて。髪を左右へ分て。結縮とるものお
ゆ。下ふ天照大御神也。解御髪而纏御髻。たまふとあゆも。
息長足比賣命の。檀日浦おして。御髪を解して海よ入。洗
ぬひて占ぬふよ。御髪自分まよる也。即其分まよるまよ
よ結多。御髻と爲とまふ事ゆゆも。仮よ男貌と爲ぬふお
ゆ。まよ。崇峻天皇卷よ。古俗年少兒年十五六間束髪

於額十七間分爲角子。今亦然之。とある。此角子即ち美豆
良あり。十七間とあるハ、や、後の事あるべし。いと上代
げまきと訓る也。後の稱、萬葉七角髪也。左右よ有るの
角の如くある故ふ。の、依稱を有あり。後世よ、鬢類と云
訛まる言れり。江次第よ、幼、扱のは、大御神に御装の所哉
主之時、垂鬢類ともあり。扱のは、大御神に御装の所哉
以て見まば、美豆良よも珠を飾りしあり。万葉よ、阿母と
じも。玉よものもや。いゝぎふ。美豆良の中ふ。何へまう
まく。のく委しく説き。此萬葉集に歌を。孝謙天皇
の天平勝寶七年に歌あり。されど其頃迄ハ、天の下に人
皆とげふ結しよハ、何らじ。我國に衣の年経て。やうく

唐衣を成り果し。の如く。先髪を唐さほふ。頂よ結ひ始し
とゆ。人皆残りなく。唐様と成果した。いとく年月を経た
るべし。さまバ其間を。我國振と。唐國振と交りて。此歌の
頃を。いまごこづらよ結し人の有しあり。扱其唐様は始
残考るよ。神功皇后に御國へ歸らせぬひて。やのて
我國の風俗を改めさせぬふべく。考何ら祐む。まじ
應神天皇に漢衣を造らし。久し頃とも去べきあり。さま
む此掘出あるを。髪字頂よ結とまバ。此、天皇とゆ後
に物ふて。我上代衣服考に證ふを立難し。然まとも袖の
細きハ。我國振あり。又裾まで。一つらよて。打違へとるを。

漢衣ありてして猶考るふ 應神天皇の御代より始て
 漢衣を造らしめとてとも本書より言し如く全は漢衣ふ
 ハ何らで變じたる所有べけれむ此埴輪の袖は細くと
 も此頃の漢衣成べし又左袵あるを思ふよ 續日本紀 元
 正天皇は養老三年より初令天下百姓右襟職事主典以上
 把笏をほまむ此 天皇の前あをら袖細きハ既
^{四代}天武天皇の大きある御袖を振らせらきて御狩野を歩
 行らましを愛奉し歌ほまむ此 天皇とゆ前あれむ
 成べしされバ此埴輪を 應神天皇の後 天武天
 皇の前あるものあり

好古 筑後国入形原也。 二十七年 繼體帝御宇筑紫磐井造タル
 日録 石人ナル故後世其名有ト云。按云々。



如此圖出と_レ也。さる_レ小_葉 倭訓 中編佐之部ふ。さしこ。今東鄙
の俗も用也。糸服をいふ。布木綿を合せて。刺つて_レ也。たる
も_レはふて。袖なく膝の_レはと_レ也。まで著_レは。是筑後の國人形
原も_レある。石人_レは服製も同じされ_レバ。神代よ_レ也。は衣體お
はべし。と_レ也。衣服ハ 應神天皇の前後も_レと_レりて考
有べきを。ひと_レと_レらふ。此石人を神代_レは服お_レ也。おもひ
定めて。扱_レ今_レは世の_レはしこ_レは。袖なく膝の_レはと_レりまでお
るハ。此石人の服製も同じ々ま_レバ。さしこを神代_レは遺風
とおもひしお_レり。上代を_レ也。衣服あるからよ。いつと_レても。
今_レは世も袖お_レしといふ物の如く。略き多_レは衣もま_レと_レお

きよ_レを_レはらじ。 五 萬葉 貧窮問答歌。綿もあきぬの肩衣と
六 同十 竹取翁の歌。お_レも肩衣ひとつ_レ也。縫著とも_レは
る。此肩衣と_レ袖お_レしといふ事成べし。い_レの_レも上代お_レれ
むと_レて。雪の降る日も_レあるべきを。胴の_レも衣著_レて。四肢を
覆_レて_レはらんや。
或人い_レわく。上代も釧_レ也。脚帯_レもま_レバ。筒袖ふて股引や
りの物お_レりといへる説を。聞えと_レるよ。似と_レれど。衣出_レの
指_レを_レ也。先へ差出_レと_レりといふを。何と_レま_レりやも言難し。
確證_レ何_レやといへるよ。答曰。確證あらんよハ。古人見落
去_レべきやう_レを_レお_レし。世も_レハ西洋の國振と_レさへいへむ。甚

く嫌ふ癖あるもあまぞ。今我説を尤おめとをおもひお
のら。筒袖股引ハ。西洋の國振あるが心をのらばぞのく
云るふや。まゝ實ふ筒袖ともいひがとく。股引やらの物
とも定め難き。其證有ていへるよや。聞えとるよ似多
ぞを。まづ夫よして置べしといふ事ふ聞也。のヒふも筒
袖を穿る時ハ。振るべき袖ハおきぬまバ。袖振るととめ
る古歌どもを何とくせん。袖の差出とる所を。振依よめ
外をぬまバ。其確證を得よや及ぞん。殊更衣出の差出
とる。證の。薄くもこれのまあるものをや。

一 大國主ハ神ハ御歌よ。オスヒラセ。イマダトカネバ。記傳

み。此名をオソヒと通ひて。襲オレオカヒ覆を約免たるおめ。扱其狀
を一幅ふはま。二幅よまま幅の隨ついと長き物あるを。
後世の婦人ハ被衣カウヤヌおどハ如く。頭より被カウて。衣の上を
掩フひ。下を欄まで垂るを見也。其著るさはを試よ云む。
中央の處を頭よ當て蒙カて。左右へ下して。帶の何とめよ
て。遣違へて腰ふまといひ。前へ回マして結ひず。端を欄へ垂
依カるべし。とあり。今按一條ハ帛以て。貌を隱カむをの
にヒ纏むんよを。此大人の考ハ如くも穿べきおめ。かく
爲んふも。後世ハ如く。大きおる袖あらんよハ。其袂ハ垂
たる端の。自ら結ひ込らまて。手を遣ひぬべし。是も筒

天武天皇紀
 令天下脫脛
 裳一著白袴
 とあり。明月
 記。天福元年
 五月十二日。
 石清水八幡
 宮云々。御正
 躰鏡鳴動云
 ぶ。と見也。後
 鑑のとめ記。

袖と見る時を。此オスヒをいのみ身小纏ふとも。手を遣
 ふよ害あらじ。上代よオスヒ有て。後世ふきも。筒袖の一
 此證と云べきれり。大人のきれぬがさかひ。考案の物
 此圖延喜年中式内。諸社奉納鑄形神像と。紙上よ見ゆま
 ど。衣服のさほ。いづも上代よのあへるものあり。こは
 養父黒川春村の寫し置と。正しを。我又寫せふれ。正と。眞
 頼大人いへ。正。此圖髪を角子よ結ひて。筒袖此指とりも
 長きを著とるさまよ見ゆ。又禪ふむ。横ふ襷積たるう如
 く見ゆ。若や少しとたぐ。正上ぐて。脚帶爲と依を。其
 脚帶ハ略たるよもあらん。是ぞ 應神天皇の御代よ

正前の姿ある事古書よのふし。眞よ神の御姿あるべし。
 其眞物を見たきものあるを。其眞物をいづまとり出て。
 今いづまよ有といふ事を記さばといへ。正。悲しき事あ
 正々。正。されど此神像を。全く延喜中諸社よ納たるもの
 あらば。多く此中よハ。今此世よ傳たるも有て。又世よ知
 る。折もあらん。

延喜年
 中式内
 諸社奉
 納鑄形
 神像



桂林 或人上埜國那波郡。波志江村ノ相山ト云所ニテ。見
 湯録 たりトテ。瓦偶人ノ像ヲ圖ス。其狀奇古ニシテ。聊大古男
 女ノ服飾ヲ想像スルニ足ルモノナリ。

瓦偶人之圖

中良按ニ頸

ニ挂タルハ御統

ノ玉腕ニ纏ヒタ

ルハ手玉ナリ上

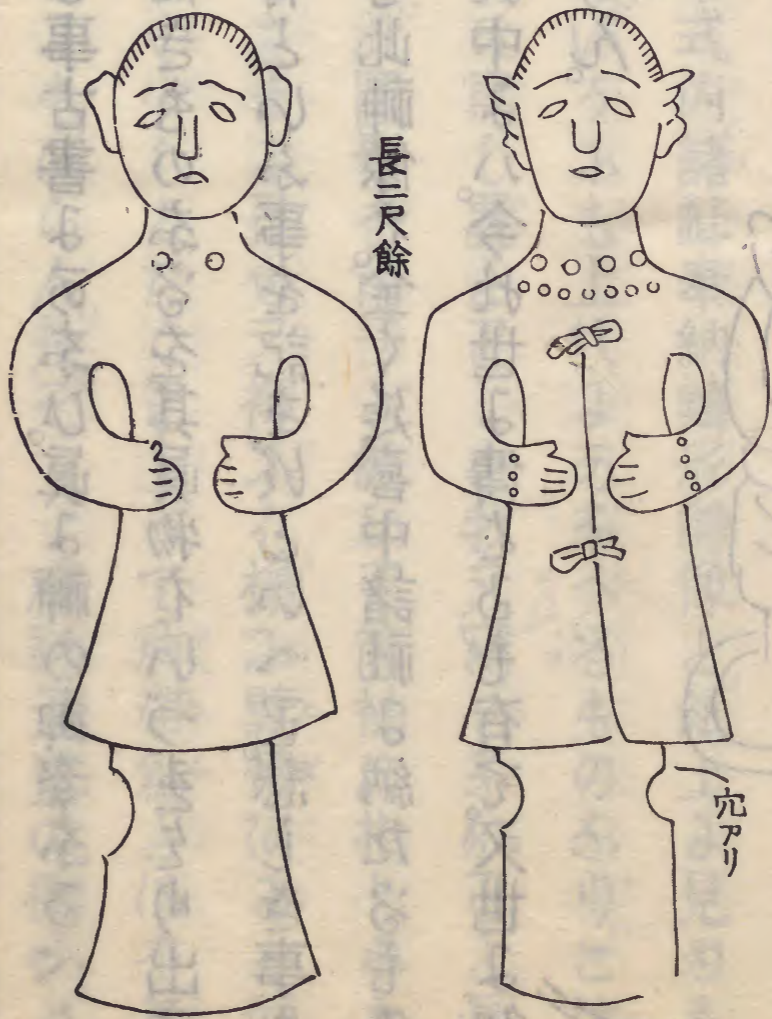
古ノ制ヲ考フ

レハ此ニノ像ハ

女ト見ユ。

長三尺餘

穴アリ



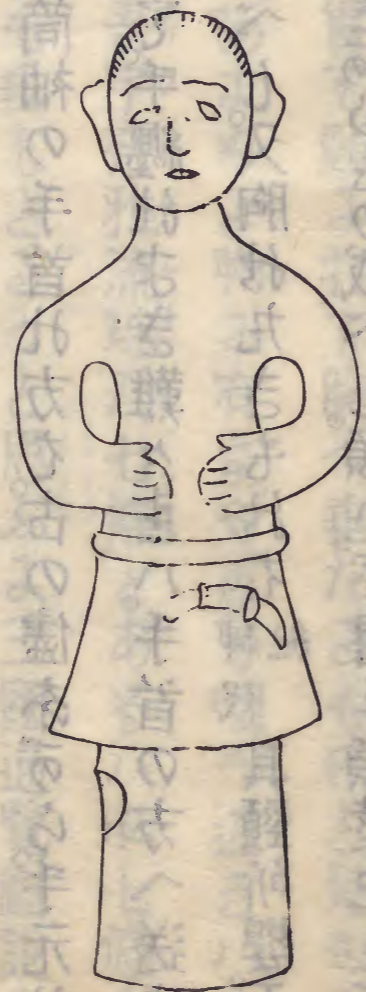
此像ハ男ト
 見ユ。蓋シ筒袖ノ手首ハ式ハ古ノ制ニ依ル。此像ハ古ノ制ヲ考フレハ此ニノ像ハ女ト見ユ。

腰ニ佩タル紐

小刀ナリ

此像ハ男ト

見ユ。



今長敦按ふ。此圖神代ノ近きものとハ見ゆまど。先づ上
 代ヲ髪を角子ミツラニ結ひしを。 應神天皇の後ヲ頂ミ結
 ひしも知正シのとし。はるふ此圖ノ髻モリあ々れバ。大古中古
 此考べきとし形々まど。筒袖フにして長タケ此短きを。上代ノ
 服スある事。古書よりあへり。然るも上代ノ衣ソ出デハ。長くて
 指サ見えぬ。若カれを。此指の見ゆるを思へむ。若くハた

親胤君云記
よ伊邪那岐
命の御頸珠
之玉緒母由良
良迹取由良
迦志而とも
あま尤頸を
ゆ胸へ垂ぬ
ひし事論ふ
なれど其た
此大神を始
め奉り人の
代と成ても
貴人のこふ
るべしあ
よ見ゆる波
志江村より
出たる埴輪
も武蔵国兒
玉郡若泉山

ぐり上て。襷積の有べきを。そのヒダを略あるもの。又
始の圖ある。手首此所の丸きも此ハ。手纏よ著たる玉と
見ゆまど。本文よ云し如く。和名抄在臂上者。名之為釧。比知万伎
といふふの形をば。此をいのある事より。和名抄も捨ぐ
とく。此ハ圖も又捨あとし。とて猶考ふる。大古の筒袖
も。世のやうく。下り行よ隨て。人々唐様此大袖を好む
世とある儘よ。筒袖の手首此方を古の儘あがら。手元此
方を太く爲して。手纏此まき難々まハ。手首の方へ送り
とるよも何はべし。又胸此丸きも此ハ。神代紀其頸所嬰。五
百箇御紘之瓊とあるもの成べし。頸ハ。字書よ頭莖也とあ

より出たる
埴輪もとも
よ頸珠を咽
小のみ纏ひ
とまハ。庶人
ハ珠字多く
得る事の難
々れバ。のく
咽よ此み纏
ふが常よて
貴人と賤人
とハ。同じさ
まふらさ
しれるべし
但此若泉山
をり出たる
埴輪の図末
よ記云。

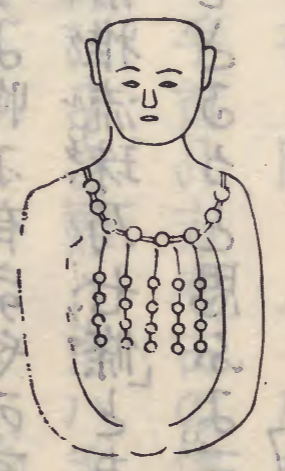
て。瓊字緒よ貫て。頸よ挂て胸へ垂たるものと見ゆま
ど。此圖ふてハ。何よりよ胸に有るや。あて咽へ近きハ。い
のよぞや。萬十吾宇奈雅流珠乃七條とあるハ。必七條よ
も何らば。幾條も垂しとるうと思ふよ。三國通覽圖説ふ。
蝦夷人の頸玉挂とる圖あて。

蝦夷上
品ノ女



高麗錦紐とよこし歌
 萬葉集中
 二首ありて
 其錦を
 見せんとめ
 頸玉をいく
 條も垂れ事
 ハ止め多
 かく咽と
 紐との間迄
 とあしたる
 よやさまむ
 此偶人を
 上代のさ
 はれ少しう
 つに變りし
 頃のもれ
 にも有べし
 眞頼大人
 云。此眞物
 を見し。其
 質古き瓦
 の如し。那
 波郡と書
 した。誤
 あり。佐伊
 郡ありと
 云。今我を
 此圖をのみ
 見し。上は
 論よ。初の
 偶人此耳
 也。いのみ
 も異ふして
 考べきや
 り。あし。寫
 誤よやとお
 もへむ。手
 纏も頸玉
 も。又覺東
 なく思
 たまふ。此
 眞物のいと
 く見まふし
 きあり。され
 ど此圖を

のく胸にきたよほらば。臍のほとに迄。ゆるやのよ挂と
 め。此頸玉を挂て。左衽あるが。今蝦夷は残して居るも。奇
 しき事よ有らぬ。扱此蝦夷の女此圖と。前の七條とい
 ふを合せ思ふ。上代ハ頭を胸へのけ。其胸にほとに
 せり。幾條も垂しとるよも。あるべし。其圖



又上代の衣よ。紐有した。いふ迄もあし。其紐を。此瓦偶人

を見まハ。二所よ結ひと。さも有ぬべし。其紐を後よハ。

高麗錦紐とよこし歌。萬葉集中。二首ありて。其錦を

見せんとめ。頸玉をいく條も垂れ事ハ止め多。かく咽と
 紐との間迄とあしたるよや。さまむ此偶人を。上代のさ
 はれ少しうつに變りし頃のもれにも有べし。眞頼大人
 云。此眞物を見し。其質古き瓦の如し。那波郡と書した。
 誤あり。佐伊郡ありと云。今我を此圖をのみ見し。上は
 論よ。初の偶人此耳也。いのみも異ふして。考べきや
 り。あし。寫誤よやとおもへむ。手纏も頸玉も。又覺東
 なく思たまふ。此眞物のいとく見まふしきあり。されど
 此圖を

けみ見ても。上代の衣は筒袖にして。長短く欄あう。といふ。我説け慥なる證ふを有らば。又清國の人。此頃我國へ蝦夷人ハ。我上代の風俗残まり。又清國の人。此頃我國へ來るを見まむ。筒袖にて。指は先へ一尺斗も長く差出と。清の本國ハ滿洲ふ。其滿洲を北蝦夷とも唐太とも云る嶋と。一海水を隔とるのみあまバ。遠のらば。是皆其始め我上代の風俗にて。筒袖は少し指を長加りし。數年を経るま。ふ。蝦夷の人ハ袖ハ。手首までとあり。滿洲ハ今の如く。甚く長く成たるも。おののぢおもひし。後と考まバ。千萬此國。その開闢の時ハ。自ら我

皇神達の御衣服より出で。皆同じの。し。入綾 神樂譜 宮人ハ。おちとそ衣。ひざとちし。きれとろし。もと。おちとそ衣。此歌古語拾遺云。磯城瑞垣の朝。倭の笠縫の邑。天照大神。及び草薙劍を奉遷。其祭は夕。宮人皆宴樂。歌曰。ミヤビトノ。オホヨスガラニ。イサトホシ。ユキノヨロシモ。オホヨスガラニ。今俗歌曰。ミヤビトノ。オホヨソゴロモ。ヒザトホシ。ユキノヨロシモ。オホヨソコロモ。といへる。詞の轉あり。と。あまど。此歌を元を。今の如くうたひし。あ。一首は意

た。宮人は。大装ひ衣。たけも膝まで。長くと布して。ゆるや
のよ。著れをろし。と云あるべし。小忌衣は對へず。此の如
く云う。又もとハ。ちまとの賤の。大宮人の袖付衣を。うら
やみて。とめるよも有べし。其時ハ。きれをろしハ。著てり
るをしき心あり。以上採用今按は。大宮人ハ。唐衣を著。庶人ハ
多く古服を著て居る頃の歌よて。其貴人の漢衣を。灸て
とめぬあらむ。是も我り古服ハ。膝までよ到らぬ證とハ
云べきあり。

一 上代は人の衣服ハ。神代の儘よて。今ハ世ハ筒袖の半天
といひ。股引といふも。如くあるべく。女ハ只其上よ。
裳を装ふまでと見ゆるを。以まは俗意もて。賤しとおも
ふべのらび。甚く装束て立走ハの云こやうあらざるを。
神の御心よの取ふべきやハ。此進も退も。ととめ能こそ。
神は御心あるべけれ。扱書紀よ。一所記よも。一所聞えの
てある所有て。我の此説よも。響くるを。早く本居大人。
平田大人の説あり。其ハ紀天照大神の。素戔鳴尊を
待ぬふ時よ。結髪為ミツノミヤコ髻縛裳為袴とあると。上代は衣ハ膝
の何とて迄あれ。男神も女神も。やもに。禪カマを著ぬハて
を得あるよしきあり。又禪の字ハ本文よ云し如く。記次
於投棄御禪。所成神名とあるを始免ふて。次ハ崇神

紀雄略紀應神紀履中紀欽明紀迄ハ皆同じくて袴の字
として一にも無きを。天武紀をゆ後々皆袴は字と
變まるを裁縫の變じとる。又此御頃ハ既欄長き衣
と成て裁縫は變まるれみあらば衣の上は装と成しよ
も有るべし。いつれも此御時神代をゆ傳ハ正し禪ハ
一轉しとるものと見えと正然るよ。天照大神の縛
裳爲袴とあるハ。いふるふのと思ひしよ。古史縛裳爲
袴。此は裳を後へ長く曳く物ゆるを前へ引上げて男の
禪タカキの如く爲ぬふと正と説まると正。其は禪ハ神代をゆ傳
を正し股引やうれもの。天武紀をゆ始めて見えとる。袴

真頼大人云
ハカマハ
ク裾の意の
と古史傳ハ
三段見え
し如くハカ

を禪の一轉しとるもれよて。こゝは縛裳爲袴とある。袴
は字を其意異よてタフサギと説まるとよて。始て此文
前後よの形へ正。又記伊邪那岐命禊祓の御時よ。次於投
棄御帶所成神名。道之長乳齒神。次投棄御裳所成神名。時
置師神。次於投棄御衣所成神名。和豆良比能神。次投棄御禪
所成神名。道俣神。次於投棄御冠所成神名。飽咋之宇斯能
神。此男神よて。投棄御裳とある。此を記傳裳を女れ著る
ものよこそある。男れとそひよ云る事。古書よ凡て見え
ざまバ。此よ御裳の事を云るハ。いとくいぬのし。書紀
よて。此よ御裳と御冠と此事ハ形し。意有てよや。とある

したとも遠き。天神地祇の御上を我國あまきバこそか
 ぐのゆよも言ひ傳へとれ。尊したも尊き事よを有るに
 さまバ人の世と成ても。他の國此さまれ混らざる頃を。
 神代此儘あるべく。今我おほけあきものあら。
 大御國此上代此服を。考まほしく思ひ成しとめ。其理の
 限正是と彼をを照しはく。いので其實を得んとあるよ。
 釧を玉を著け鈴を著たるものよしあまむ。衣の下に纏
 べき理あき此みあらば。其衣を本文ふ言しが如く。袂と
 云しも。古を垂とる端を云ひしよあらば。襷といひしを。
 袖を擧とるものよあらざあど。おもひ合ふれむ。筒袖

なるべく。筒袖あまた。釧も纏るゝあり。上代よ釧有ゆて。
 今れきも袖の變れる故あまきバれるべし。



○上代衣服考

この衣服のこのいわたの祖父長教乃いよ一へのて
ありをまほひ今のこのよをを山考へてわらへ
よつくりい流つて母よまことよこのこのなをさ家
ハおの衣服年経あむよはやろく海よひゆ
きてはていいうなをけむとん是わきこのく
なをあむうほいなくおほゆれハ今そのの
よをうつ——い流この昔のまのまのこ
へは

明治廿四年六月

豊田幹教

一日神祇官ふて藤波俊二位殿わの編み家
上代衣服考一名神祇考をアせとく何らき
——のこの書をよまへてい——のこの神家神家ふ
てま務だ神代ふれ流傳りて勢らねん一
以りて此を遠くふるあ——のこのたはえ物
まよふよりあえりあ——のこのあを七月に流
て流れたまふ——のこの返させあふとて神を
此流衣服をばやろくわらへてせびわらへてと流
くろや考くあせしき感せさるるあ——のこの流を案
のこの——のこのあふよ



昔の田舎敷の世ふ知るぬ神女をうけしつゝ
 非股考を感て
 うるまひ けりしをわづれしをうらむの如教忠
 此市娘丹をさく物いよまをこころに傳ふよわ
 ぶふふとくそ辱けしむらうめけし我がかゝる
 小神の侍衣服の考れえりかゝぬをいよ知
 りしつゝ
 明治四年七月
 非股為長敷
 明治五年正月十九日 此文章版刻官許

明治廿五年四月四日印刷
 今年 四月四日出版

定價金五拾錢

著者

東京府士族 豊田 幹敦

淺草區小島町十九番地

發行者

兼印刷者 須原 鍔二

京橋區西紺屋町六番地

廿五年四月八日印刷

